

令和3年5月24日

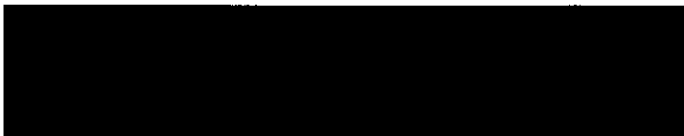
武蔵野市長 殿

(フリガナ)

請求者

住所

氏名



調整会開催請求書

武蔵野市まちづくり条例第61条第1項の規定により、次のとおり請求します。なお、この請求書を条例第61条第4項の規定により公衆の縦覧に供するにあたり、個人情報公表することに同意しません。

開発事業の名称		東京都西部公園緑地事務所（31）改築工事	
開発区域 の場所	地名地番	武蔵野市御殿山一丁目3273番2の一部。	
	住居表示	武蔵野市御殿山一丁目17番59号	
請求の理由		<p>本区域は井の頭恩賜公園の一角であり、旧御料地の趣を残す御殿山地区の景観資源となっております。</p> <p>本改築工事計画においては、多くの高木を伐採する内容となっており、景観資源保護の観点からむやみにこれら樹木を伐採すべきではないと考えます。</p> <p>また、本計画における他の所管施設への移転・移設等の検討に関して、東京都から十分な見解をいただけておりません。</p> <p>従いまして、東京都との意見の調整を希望したく、調整会の開催を請求いたします。</p>	
この請求 に係る連 絡先	氏名	[Redacted]	
	住所	[Redacted]	
	電話番号	[Redacted]	